

【介護保険における主治医意見書の役割】

認定審査会での審査判定資料になります。

(意見書が届くまで審査判定ができません)

介護サービス・計画作成に利用されます。

要介護認定とは？

- ① 被保険者に対する「認定調査」
- ② 被保険者の主治医が記載する「主治医意見書」

に基づき、介護認定審査会にて審査判定が行われます。

主治医意見書とは？

要介護認定の申請があった時に、
市町村は被保険者の主治の医師に対して、身体上または精神上の障害の原因である
疾病または負傷の状況等につき意見を求める。(全国一律の様式)

主治医意見書は提出した後はどのように利用されるの？

介護認定審査会

- ① 第2号被保険者の特定疾病の確認
- ② 介護の手間がどの程度になるかの確認
- ③ 状態の維持・改善可能性の評価
- ④ 認定調査による調査結果の確認、修正

サービス担当者会議

居宅サービス計画作成時に利用
(被保険者が申請時に同意したもの
のうち、主治医が意見書で利用に同
意した場合のみ)

特別の理由がある場合を除き、原則として、**申請日から30日以内**に認定を行いうように定められています。

① 理由がない提出の遅れ

② 記載の不備

は、被保険者に不利益をもたらします。

迅速かつ適切な要介護認定に向けて、ご理解とご協力を
お願い申し上げます。

1. 提出期限について

14日経過しても提出がない場合は介護認定審査会事務局より、電話にて遅延理由などを確認させていただいています。

提出期限までに、**介護認定審査会事務局**に提出をお願いします。

様々な事情（下記参照）のため、提出期限内に記載が困難な場合は、

その旨を**区役所保健福祉課介護保険担当**に早急に連絡をお願いします。

個別に申請者と対応を検討します。

*申請者から医療機関に問合せがあった時は説明をお願いします。

例) このような場合は?

対 応



※審査判定を急ぐ場合は、上記の理由があっても、把握できる範囲で早急に意見書作成をお願いすることもありますのでご了承ください。

2. 主治医意見書におけるQ & A

	質問	回答
1	「自立」と思われる申請者に対して、主治医意見書を作成する必要があるか	申請は、申請者の意思に基づいて行われ、介護保険サービスが必要かどうかを介護認定審査会にて判定します。「自立している」状況を意見書にご記入ください。
2	入院中で介護保険サービスを利用していないが、主治医意見書を作成する必要があるか	区役所保健福祉課介護保険担当にご連絡ください。申請者の意思を確認し、一時取り下げ等も検討します。 介護保険以外のサービスを利用する場合 がありますので、入院中であっても意見書の作成をお願いします。また、意見書に「入院中である」「状態が不安定である」等をご記入いただければ、認定期間の短縮等、状況に応じた審査判定を行っています。
3	自分より適任と思われる主治医が他にいる	被保険者が申請書に記入した「介護を必要としている病状をよく知っている医師」に対して、意見書の作成をお願いしています。何らかの理由で、どうしても記載が困難な場合は、区役所保健福祉課介護保険担当にご連絡ください。申請者の意思を確認し、状況によっては主治医を変更することも可能です。
4	自分ではわからないところがあるため、複数医師での連名でもよいか	1申請に対し、1名の医師が意見書を作成するとなっています。他の医師より情報提供を受けた場合は、診療情報提供書等を意見書に添付していただけますと、審査判定の資料として参考とさせていただきます。
5	専門外の分野については記入困難である	意見書はこれまでの診療等によって得られている情報に基づき記載することになっています。本人や家族への聞き取り等の内容も参考にして、介護の必要性について医学的観点からご記入ください。
6	死亡した人の意見書を記載しなければならないのか	サービスの利用等により、死亡後であっても意見書の必要な申請者がいます。不明な場合は区役所保健福祉課介護保険担当へお問い合わせください。
7	意見書を記載したばかりなのに意見書の依頼がきた。状態が変わっていないのにまた記載しないといけないのか	申請ごとに意見書が必要です。区分変更申請（介護を必要とする状態が変わった場合）等のため、意見書を提出いただいた直後に再度依頼する場合があります。医学的観点からみた「介護の状態」が変わっていなくても、その時点の状況をそのまま記載してください。
8	第2号被保険者の意見書の記載依頼が来たが、特定疾病が認められない	他医療機関からの情報提供書、他科の診療録等を見ても特定疾病が把握できない場合は区役所保健福祉課介護保険担当にご連絡ください。（記載にあたって、新たに診察・検査等を行う必要はなく、過去の診療録からの記載で結構です）

※ 公正・公平な審査判定のため、主治医意見書記載事項（1.～5.）には、個人を特定できるような具体的な名称（個人名、医療機関名等）は記入しないでください。なお、記載されている場合は、審査会で事前にマスキング処理をしています。審査判定の迅速化のため、ご協力をお願いします。同様な理由で、訂正印も不要です。